

ニュース断片

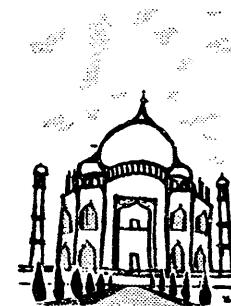
インドの遺族年金採用

1971年2月13日に、インドの大統領は、従業員積立金法と炭鉱積立金法を改正する政令に署名し、これらの法律で実施される制度には、家族年金つまり遺族年金が採用されることになった。この年金を導入することにより、インドの社会保障制度は、大幅な前進を示すことになった。なお、この改正は、積立金制度の財源調達に、中央政府が参加することも含んでいた。

この国の社会保障制度は1948年の州営従業員保険制度と1952年の従業員積立金制度を重要な2本の柱としており、後者の従業員積立金制度は、約120以上の業種で月収1,000ルピーを取得する者に適用されている。この積立

金制度でカバーされるのは、約550万人の一般的な労働者で、これら以外に約40万人が炭鉱積立金制度でカバーされている。

従来、これら従業員積立金制度と炭鉱積立金制度は、死亡一時金と退職給付を一時金の形で支払い、これらの一時金は労使双方の拠出合計と、現在5.7%とされる利子率を用いた利子を加えた合計であった。しかし、今回の改正により、退職前に死亡した労働者の遺族に対する給付は、死亡一時金から年金給付に変ることになった。この遺族年金は、従業員積立金と炭鉱積立金のそれぞれの基金から支払われるが、年金の月額は各労働者の収入によって異なり、最低も40ルピー、最高を150



ルピーとする基準が、一応定められている。なお、従来、死亡一時金には、死亡時の救済金として500ルピーの一時金が加えられていたが、改正法でも、この一時金は継続されることになっており、その支給額は1,000ルピーに引き上げられた。さらに、従来、退職時には、労働者は一時金を支払われており、その最高額は、保険数理にもとづき、4,000ルピーとされていた。今回の改正では、遺族年金で支払われる最高額にも、この4,000ルピーの上限が用いられることになっている。

ところで、遺族年金の採用は、労使双方で負担する拠出になんらの影響も与えないことになっているので、拠出率の引き上げは行なわれない。つまり、現在の拠出率は、原則として、賃金の6.25%で、50人以上を雇用する事業所には、8%の拠出率が用いられており、これらの拠出率はそのまま実施される。遺族年金の財源調達は、このように、従来の拠出率を修正しないで行なわれるが、このような財源調達に対して、改正法は遺族年金の拠出が労使双方の拠出合計の4分の1を超えてはならないと規定しており、具体的には、現在

労使双方が負担する拠出のうち、 $1\frac{1}{6}\%$ が遺族年金に充当される仕組みとなっている。なお、前述したように、今回の改正は、中央政府の財源調達参加を規定しているが、中央政府は従業員積立金制度に対して $1\frac{1}{6}\%$ 、炭鉱積立金制度に対して $1\frac{2}{3}\%$ を拠出することになっている。

遺族年金の採用は、政府当局も数年来の懸案としており、労働組合もかねがねその実現を主張してきた。その背景には、1964年に、公務員の制度が遺族年金をすでに採用していたという事情も指摘される。ちなみに労働組合は遺族年金の採用と同時に、遺族年金を充実させるために、従来の拠出率を引き上げることを、つまり、原則的な6.25%の拠出率を8%に、また大きな企業に対する8%の拠出率を10%に引き上げることを主張していた。今回の改正では、この主張は採用されなかったが、今後、給付の拡充を求めて、拠出率を引き上げさせる要求が強くなると予想されている。もっとも、拠出率の引き上げには、労働者、使用者、および政府の間で、それぞれ見解が異なり、今後この拠出率引き上げをめぐる

論議が大きくなるものと考えられている。

さらに、積立金制度について付言すれば、この制度による積立金は、この国のような発展途上国では、経済的にきわめて魅力のある存在で、基金の準備金がもっている機能が期待され、今後もこの仕組みが継続されるもの

とされている。

U. S. Dept. of Health, Education, and Welfare, Social Security Administration, *Social Security Bulletin*, Vol. 34, No. 8, August, 1971, pp. 28-30.

(平石長久 社会保障研究所)

西ドイツの児童手当の近況

家庭の経済状態は、親の収入のみならずしばしば社会保障給付によっても定まる。このことはとくに児童手当やそれに類するものにあてはまる。児童手当は、家庭の生活保障にとってきわめて重要な給付である。以下、西ドイツの児童手当の最近の状況を紹介しよう。



児童手当の導入と拡充

西ドイツでは児童手当は1954年に導入され、3人以上の児童を有する家庭に支給された。その財源は、雇主および自営業者の拠出でまかなわれた。その後1961年に2人目の児童にも児童手当が支給されることになった。ただしその場合親の年間収入が7,200マルク